

沖縄県立芸術大学広報委員会規程

令和3年4月22日

沖芸大規程第93号

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動について、学内外に広く周知を図るための事項を審議するため、沖縄県立芸術大学広報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学案内の編集・発行に関する事。
- (2) 学内報の編集・発行に関する事。
- (3) 大学ホームページの編集・運用に関する事。
- (4) その他本学の広報に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(広報担当)
- (2) 事務局長
- (3) 各学部の専任教員各3名
- (4) 各研究科の専任教員各1名
- (5) 芸術文化研究所の専任教員1名
- (6) 委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号から第6号までの委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長(広報担当)をもって充て、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会は、必要に応じて、個別の事項を検討する専門部会を設けることができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。
(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則 (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。